

答申第47号（諮問第54号）

答 申

第1 審査会の結論

千葉市教育委員会（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対し平成29年9月11日付け千葉市指令教教職第1号により通知した公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）において、別表の「開示すべき部分」欄記載の部分を不開示としたことは妥当でなく同部分は開示すべきであるが、その他の部分を不開示としたことは妥当である。

第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

1 公文書開示請求

審査請求人は、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成29年8月27日付けで、実施機関に対し、「千葉市内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24年度分）」の開示を求める公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 部分開示決定

実施機関は、本件開示請求に対し、別表「公文書の件名」欄に掲げる公文書（以下これらを総称して「本件公文書」という。）について、条例第7条第2号に該当するとして同表の「不開示とした部分」欄に掲げる部分を不開示とする本件決定を行い、平成29年9月11日付け千葉市指令教教職第1号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成29年10月10日付けで実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定に基づき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 実施機関の弁明及び審査請求人の反論

- (1) 実施機関は、本件審査請求に対し、法第9条第3項の規定による読替え後の法第29条第2項の規定に基づき、平成30年1月22日付けで本件審査請求は棄却することが妥当であるとする弁明書を作成し、同条第5項の規定に基づき、これを審査請求人に送付した。
- (2) 審査請求人は、前記(1)の弁明書に対し、平成30年2月6日付けで、法第30条第1項の規定に基づき、実施機関に反論書を提出した。

5 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、平成30年1月30日付け29千教総第709号により本審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求書及び反論書による審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消し、変更するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

(1) 総論

ア 今回部分開示を受けた公文書は、条例、関連する平成18年12月22日大阪高等裁判所判決（平成18年（行コ）第26号、同第68号）、平成23年2月2日大阪高等裁判所判決（平成22年（行コ）第153号）、平成29年3月2日神戸地方裁判所判決（平成28年（行ウ）第26号）（以下これらを総称して「関連裁判例」という。）等に照らし、違法な不開示部分を含むものである。

イ 実施機関の主張は、関連裁判例を十分吟味した上で条例の解釈を展開するものではなく、結局のところ関連裁判例には従わないというものであり、司法判断をないがしろにするものというほかない。

三権分立、法治主義原則のもと、一定の条例解釈や法的争点について司法判断が示されている場合、第一に行政が従うべきは、自身の独自の条例解釈ではなく、司法判断であることは今更述べるまでもないことのはずである。個別事件を踏まえた司法判断は、まさに体罰事故報告書という特定の文書においての情報公開の法解釈が示されている

ものであるから、そこでの判断が優先することは明らかである。

他の自治体における司法判断であることは、条例解釈においてそれを無視してよいことの理由にはならない。過去の司法判断は裁判では必ず参照されるものであり、同種の判断が重なれば、それは一層の重みをもって扱われるはずだからである。関連裁判例は情報公開の例規集にも搭載され、また法律雑誌でも評論された代表的な判決である。そもそも行政機関が、自らが直接当事者になった裁判にしか従わないなどと言い出せば、法治主義原則は崩壊し、日本は法治国とはいえなくなる。

(2) 条例第7条第2号(個人情報) 前段非該当

ア 教員を特定する情報としての第7条第2号該当性について

(ア) 関連裁判例においては、学校で教員が行った体罰に関する情報は、体罰を行った教員(以下「加害教員」という。)に関しては、「通常他人に知られたくないとみとめられる」公務員のプライバシーではないとされている。これらの判決により、プライバシー型の条例を有する兵庫県、神戸市その他多くの自治体の教育委員会では、体罰事故報告書の学校名、校長名、加害教員名等は原則開示とされ、不開示が認められているのは、児童生徒の氏名、関係者の住所等ごく一部にすぎない。

関連裁判例は、加害教員の氏名が「開示した場合に公務員の私生活に影響を及ぼす情報」、「公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報」、「当該公務員等個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの」とはいえないとしている。

加害教員の氏名を開示をしている多くの自治体で、実施機関が主張するような事態が生じていることもないし、加害教員の懲戒処分 of 蓋然性が明らかになること等の是非については、担当裁判官も十分理解した上でその氏名まで開示すべきと判断しているのである。

(イ) また、最高裁判決をはじめとする各種の判決・答申においては、プライバシー型の規定と個人識別型の規定とで、個別の情報の取扱いに実質的に大きな差異をつけてはいない。

個人識別型の規定において公務員の氏名等の公開が争われた判決の例としては、広島県条例関係の平成15年12月18日最高裁判所第一小法廷判決(平成12年(行ヒ)第16号)があり、その他、新潟県条例関係の平成15年11月21日最高裁判所第二小法廷判決(平成11年(行ヒ)第145号)など同様の判決が続いている。同年12月18日最高裁判所判決の事例は、千葉市と同様に条例上は公務員の氏名の公開を義務付けていない広島県において、公務員

の氏名を「個人に関する情報」ではないとして開示するよう求めたものである。

加害教員の氏名は保護に値するプライバシーではないと判断した関連裁判例の法理と本最高裁判決の論理とを併せれば、千葉県情報公開条例においても、加害教員の氏名は開示されてしかるべきである。

(ウ) 次に、条例第7条第2号は「個人に関する情報」を「不開示情報」としているが、同号ただし書はその例外を規定している。そのただし書ウは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は開示すべきと規定している。

「千葉県情報公開条例の趣旨、解釈及び運用」によれば、条例第7条第2号ただし書アは、「公にしても、個人の権利利益を侵害しないことが明らかであるか、場合により個人のプライバシーを害するおそれがあるとしても受忍すべき範囲内にとどまると考えられるため、これを個人情報から除外することを定めたものである」とするが、関連裁判例は、まさにそのような判断に立って加害教員の氏名を開示すべきと考えたものにほかならない。

ただし書イについては、プライバシー等に優越する公益があるときは個人情報を開示することを定めたものであるとするが、関連裁判例はまさにそのような判断に立って、教員の氏名の開示には「優越する公益」があると判断したのとも考えられる。

ただし書ウについては、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる公務員等の「氏名」については、本号ただし書アの規定により開示・不開示の判断を行うものとしている。こうした運用に照らしても、加害教員の氏名は条例上開示されなければならないはずである。

(エ) よって、加害教員の氏名は本人のプライバシーではなく、公開されることは条例及び判例が予定しているところであり、加害教員の氏名はもとより、学校名、校長名、その他の学校教職員の氏名その他加害教員の特定可能性を理由とする情報は全て開示されるべきである。

イ 被害児童生徒を特定する情報としての第7条第2号該当性について
(ア)加害教員の氏名を開示すると体罰の被害を受けた児童又は生徒(以下「被害児童生徒」という。)が特定されるのではないかについては、関連裁判例に照らして不開示が認められるのは、被害児童生徒やそ

の保護者の氏名、関係者の住所のみであると思われる。これらを除けば、「特定の個人が識別することができるもの」とはいえない。

(イ) 関連裁判例は、個人特定のための「他の情報」については、「一般人基準」を取ることを求めており、加害教員の氏名を開示するとそれだけで被害児童生徒が特定されるとの考えも否定されている。

実施機関は、特定の個人が識別された場合に個人の権利利益の侵害が甚大であると認められるものについては、特定の範囲の者が入手し得る情報も「他の情報」に当たるとした上で、本件公文書全てについて「特定人基準」を採っており、関連裁判例に違背する。

(ウ) 特に平成29年3月2日神戸地方裁判所判決はこの点が争点となり、「一般人基準」を採ることで、原則として被害児童生徒の特定はできず、クラス担任や部活動担当の教員の氏名や学校名を、このことを根拠に不開示とすることを明確に否定したものである。

他方で本判決も、被害児童生徒の特定可能性やそのプライバシー保護の必要性から、加害教員の氏名などを例外的に不開示とすることまでは禁じていない。例外的な事情があるなら、そのことを明示した上で例外的に不開示範囲を広げればよいのであり、その理由が説得的かつ司法判断にかなうのであれば問題はない。

しかし、実施機関の全ての千葉市立学校が一律にこのような例外に当たるという主張は極端な拡張解釈であり、法治行政として許されない、恣意的な司法判断の排除である。

ウ 他の自治体の情報公開審査会答申について

大阪府、奈良県、京都府、堺市、滋賀県などの情報公開審査会は、近年、学校名・校長名・教員名その他の開示を求める答申を出している。これらの判断は、審査請求人の主張が情報公開の専門機関からも正しいと支持されていることを示しているというべきである。審査請求人は、実施機関もこの程度の開示に応じるべきであるといっているに過ぎず、何ら無理で不当な主張をしているわけではない。

(3) 条例第7条第2号(個人情報)後段非該当

ア 本件決定においては、体罰の結果(平成24年5月23日〇〇中学校(「事故の程度」とされているところには「〇〇〇〇」と開示されているが、本文中では不開示))、その他個人名とは思われない部分にも不開示の部分が散見される。

イ 条例第7条第2号後段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するのは、個人のカルテや著作物、反省文など高度なセンシティブ情報に限られなければならないのであるから、本件決定における

不開示情報がこれに該当するかは精査されるべきである。

そもそも児童生徒については個人特定はされていないのであるから、その点も考えに含め、精査を求めたい。

第4 実施機関の説明の要旨

本件審査請求に対する実施機関の弁明書による説明の要旨は、次のとおりである。

1 対象公文書

本件公文書は、概ね以下のとおりであり、市立高等学校及び特別支援学校においては、平成24年度に発生した体罰事故に係る報告はなく、報告書は存在しない。

(1) 体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について

平成25年1月23日付けで文部科学省から依頼があった「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」(平成24年文科初第1073号)の回答に当たって、実施機関が市立学校に対して調査を行い、参考資料として作成したものである。

(2) 事故報告書

平成24年度に市立学校長から実施機関に報告があった体罰(暴言を含む。以下同じ。)に関する事故報告書である。

(3) 聴取記録

平成24年度に、関係者からの体罰に関する通報・報告及び聞取りを行った内容を実施機関が取りまとめたものである。

2 本件決定において一部の情報を不開示とした理由

本件決定において、実施機関は、本件公文書中、児童生徒の氏名、所属学級及び転校前の在籍学校並びにその保護者(親族を含む。)の氏名、住所及び電話番号並びに加害教員の氏名及び所属学級を条例第7条第2号前段、児童生徒及びその家族の病状及び家庭内の状況並びに加害教員の病状を条例第7条第2号後段に該当するとして不開示とした。

以下、不開示とした情報について、それぞれ不開示とした理由を述べる。

(1) 児童生徒の氏名並びにその保護者の氏名、住所及び電話番号

児童生徒の氏名並びにその保護者の氏名、住所及び電話番号は、いずれも、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。したがって、これらの情報は、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書に該当しないことは明らかである。審査請求人も、

これらの情報は不開示とすべきことを認めている。

(2) 加害教員の氏名

ア 条例第7条第2号本文該当性

加害教員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。したがって、これらの情報は条例第7条第2号本文に該当するが、以下同号ただし書に該当するかを検討する。

イ 条例第7条第2号ただし書ア該当性

まず、加害教員の氏名は、「法令若しくは他の条例の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。

次に、加害教員の氏名が、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するか検討する。本件公文書において加害教員の氏名を開示すると、特定の教員が学校において体罰を行ったこと、すなわち、学校において実施機関に報告されるべき非違行為を行い、当該教員が懲戒処分等を受ける蓋然性のある立場に置かれたということが公にされることになる。そして、これらの情報は、当該教員の公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有し、私事に関する情報の面を含むものであることから、当該教員個人のプライバシーを害するおそれがあるとしても受忍すべき範囲内にとどまるものとはいえず、これは当該教員が公務員であることをもってしても同様である。

したがって、加害教員の氏名は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」にも該当せず、条例第7条第2号ただし書アには該当しない。

ウ 条例第7条第2号ただし書イ及びウ該当性

加害教員の氏名が、条例第7条第2号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当しないことは明らかである。

また、加害教員を含む公務員等の氏名については、公務員等の私生活における個人識別のための基本情報としての性格も有しており、開示した場合に公務員等の私生活に影響を及ぼす場合があり得るものであるため、同号ただし書ウの「当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分」に含まれない。

したがって、加害教員の氏名は、条例第7条第2号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない。

エ 審査請求人が挙げる最高裁判決について

審査請求人が個人識別型の条例に関する判決の例として挙げる平成

15年12月18日最高裁判所第一小法廷判決（広島県条例関係）等については、プライバシー型の規定の条例に関する判決の例として挙げられたものと異なり、開示対象文書が体罰事案に関する情報ではないため、これらの判決をもってプライバシー型の条例と個人識別型の条例とで個別の情報の取扱いに大きな差異をつけていないとはいえない。

オ 小括

以上から、加害教員の氏名は、当該教員に関する情報として、条例第7条第2号に該当する。さらに、加害教員の氏名は、被害児童生徒に関する情報としても同号に該当し、この点は（3）において後述する。

（3）児童生徒の所属学級及び転校前の在籍学校並びに加害教員の氏名及び所属学級

ア 本件公文書には、特定の児童生徒が教員から体罰を受けた事実が記載されており、被害児童生徒の心身の状況を考慮すると、仮に当該被害児童生徒が識別された場合、その者の権利利益を著しく侵害することになると認められる。よって、本件公文書の開示において、他の情報と照合することにより特定の被害児童生徒が識別することができるか否かを判断するに当たっては、「他の情報」には特定の範囲の者が入手し得る情報も含まれると解すべきである。

すなわち、被害児童生徒の所属学級が公にされると、当該学級に所属する児童生徒及びその関係者など、当該体罰に関する情報を知り得る者からその情報を聴取することにより、被害児童生徒が識別されるおそれがある。この点は、被害児童生徒の転校前の在籍学校、加害教員（被害児童生徒の担任である場合に限る。）の氏名及び所属学級が公にされた場合も同様である。

イ なお、審査請求人が関連裁判例として挙げる判決のうち、平成18年12月22日大阪高等裁判所判決でも、被害生徒の学年・組は特定の被害生徒を識別することができる情報であるとされている。

ウ したがって、児童生徒の所属学級及び転校前の在籍学校並びに加害教員の氏名及び所属学級は、条例第7条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当する。

（4）児童生徒及びその家族の病状及び家庭内の状況並びに加害教員の病状

ア これらの情報は、いずれも極めて個人的な事柄に属する情報であり、特定の個人を識別できないとしても、公にされることによって、当該児童生徒及びその家族並びに加害教員に対し、心身ともに重大な悪影

響を与える可能性があり、当該個人の同意なしに第三者に流通させることが適切でないものといえ、条例第7条第2号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

イ 審査請求人は、個人特定がされていない点も考えに含め精査を求め旨の主張をしているが、そもそも条例第7条第2号後段は、特定の個人を識別することができない情報について不開示事由を定めるものであり、当該主張は失当である。

第5 審査会の判断

本審査会は、本件公文書並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

1 本件公文書について

本件決定において実施機関が特定した本件公文書は、別表「公文書の件名」欄に掲げる公文書であり、本審査会が見分したところ、各文書の内容は以下のとおりである。

(1) 体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について（頁数2枚。以下「本件文書1」という。）

前記第4の1（1）のとおり、実施機関が各学校に対して体罰の実態について調査を行い、文部科学省への回答にあたっての参考資料として作成したもので、平成24年度に発生した12件の体罰事案に係る学校名、発生日時、加害教員の区分（担任、部活動顧問など）、被害児童生徒の学年、事案の概要等が記載されている。

(2) 体罰に関する指導報告書（頁数4枚。以下「本件文書2」という。）

各学校における体罰事案及びその後の職員に対する指導に関し、実施機関において、各学校から報告を受けた平成24年度の事案についてまとめて記載したものであり、学校名や事案の内容のほか職員に対して行った研修日時などが記載されている。

(3) 個々の体罰事案に係る報告書及び聴取記録

個々の体罰事案に関し、学校が実施機関に提出した報告書若しくは学校における聴取記録又は各学校からの体罰事案に関する第一報を受けて実施機関において所管課内で供覧するために当該報告内容を記録した文書であり、事案ごとに以下のように分類できる。

ア 平成24年6月1日に加害教員が児童の足を蹴った事案に係る「(秘)報告書」との文書（頁数5枚。以下「本件文書3-1」という。）

- イ 平成24年7月13日に加害教員の手が被害児童生徒の腹部に当たった事案に係る「(秘) 報告書」との文書(頁数3枚。以下「本件文書3-2」という。)
- ウ 平成24年6月29日に加害教員が児童の足を引っ張り椅子から落とすなどした事案に係る事故報告書(頁数4枚。以下「本件文書3-3」という。)
- エ 平成24年4月27日に加害教員が生徒のワイシャツの襟を締め上げた事案に係る事故報告書、「〇〇中の対応について」との文書及び「校内体制の変更について」との文書(頁数3枚。以下「本件文書3-4」という。)
- オ 平成24年11月22日に加害教員が生徒を殴ったり蹴ったりした事案に係る「〇〇中学校〇〇〇〇教諭より聞き取り」との文書(頁数2枚。以下「本件文書3-5」という。)
- カ 平成24年4月25日に加害教員が部活動において生徒を殴った事案に係る事故報告書及び「〇〇〇〇教諭からの聞き取りの概要」との文書(頁数2枚。以下「本件文書3-6」という。)
- キ 平成25年2月4日に加害教員が生徒の髪の毛をつかみ入口の壁に押し付けた事案に係る事故報告書(頁数1枚。以下「本件文書3-7」という。)
- ク 平成25年2月18日に加害教員が生徒の頬を平手打ちした事案に係る「㊟」との文書(頁数1枚。以下「本件文書3-8」という。)

2 条例第7条第2号の趣旨及び解釈

- (1) 条例第7条第2号(以下「本号」という。)本文は、プライバシーを最大限に保護するため、明らかに個人のプライバシーに関する情報と判別できる場合に限らず、特定の個人を識別することができるものは一切不開示とすることを原則としている。
- (2) 本号前段が規定する「特定の個人を識別することができるもの」には、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」が含まれ、これは、既に公にされている情報から入手することができる他の関連情報等と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

したがって、特定の立場にある者が有する情報又は入手し得る情報との照合の結果、特定の個人が識別され、当該個人のプライバシーにかかわる情報が開示されることにより、個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合は格別、そのような事態にま

で至らない場合には、特定の立場にある者が有する情報又は入手し得る情報との照合により個人が識別されるかではなく、一般人を基準として、通常の方法により入手し、又は入手し得る情報との照合の結果、特定の個人を識別できることが相当程度の確実性をもって可能と認められる場合に限り、不開示とすべきものと解される（平成29年3月2日神戸地方裁判所判決（平成28年（行ウ）第26号）参照）。

(3) また、本号後段は「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として定める。これは、特定の個人を識別することができる情報が記録されていないため個人識別性のない情報であっても、個人の人格と密接に関連する内容、個人の未公表の著作物のほか、極めて個人的な事柄に属する情報など、当該個人がその流通をコントロールすべきであるものは、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害する」として不開示とするものである。

(4) その一方で、本号ただし書は、本号本文に該当する情報であっても、個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないものや公益上公にする必要の認められるものについては、例外的に開示することとしている。

ア 本号ただし書アは、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は開示すべき旨を定めている。これは、公にしても、個人の権利利益を侵害しないことが明らかであるか、場合により個人のプライバシーを害するおそれがあるとしても受忍すべき範囲内にとどまると考えられるため、これを不開示情報から除外することを定めたものである。

イ 本号ただし書イは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は開示すべき旨を定めている。これは、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は、その性質上、手厚く保護されるべきであるとしても、これに優越する公益があるときは、個人情報を開示することを定めたものである。

ウ 本号ただし書ウは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分は、開示すべき旨を定めている。これは、これらの情報は、職務遂行に関する情報と不可分の要素であり、本市の諸活動を説明する責務が全うされるようにするためには、これらを明らかにする意義が大きいことから、開示することを定めたものである。

そして、ここでいう「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、公

務員等が、組織上の地位に基づいて、その担任する職務を遂行する場合におけるその情報をいい、公務員等の勤務態度、勤務成績、処分歴等の職員としての身分取扱いに係る情報などは、これに当たらない。

また、公務員等の氏名は、職務を遂行した公務員等を特定するために公文書に記録することは一般的であるが、同時に、公務員等の私生活における個人識別のための基本情報としての性格も有しており、開示した場合に公務員等の私生活に影響を及ぼす場合があり得るものであって、この点については、公務員等と法人その他の団体の職員とを区別する理由がない。このため、公務員等の氏名は、「当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分」に含まれず、本号ただし書アの該当性により、開示・不開示の判断をすることになっている。

3 本号前段及び本号ただし書該当性について

(1) 実施機関が本号前段に該当するとして不開示とした情報

実施機関は、本件決定において、以下の情報を本号前段に該当するとして不開示とした。

ア 加害教員の氏名（頭文字を含む。）

イ 被害児童生徒の氏名（イニシャルを含む。）及び住所

ウ 被害児童生徒の保護者及び親族の氏名、住所及び電話番号

エ 被害児童生徒以外の児童及び生徒の氏名

オ 被害児童生徒、被害児童生徒以外の児童及び加害教員の所属学級並びに被害児童生徒の転校前の在籍学校

(2) 前記（1）に掲げる情報の本号前段及び本号ただし書該当性について

ア 加害教員の氏名（頭文字を含む。）

(ア) 本号前段該当性

まず、加害教員の氏名（頭文字を含む。以下同じ。）は、本号の「個人に関する情報」であり、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当する。

(イ) 本号ただし書該当性

a 次に、加害教員の氏名が本号ただし書のいずれかに該当するか検討する。

前記2（4）ウで述べたとおり、公務員の氏名は本号ただし書ウには該当せず、本号ただし書アの該当性により開示・不開示の判断することとなり、この点は、審査請求人も「千葉県情報公開の手引」に記載されていることにつき認めているところである。

b そこで、加害教員の氏名が本号ただし書アに該当するか検討す

る。

まず、加害教員の氏名を公にすべきと明文で規定し、又は加害教員の氏名を公にすべきとの趣旨を含む法令又は他の条例の存在は認められないため、加害教員の氏名は、「法令若しくは他の条例の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。

したがって、加害教員の氏名が「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するかが問題となり、これに該当するか否かは、前記2（4）アで述べた本号ただし書アの趣旨に照らし、加害教員の氏名が公にされることになっても、これが加害教員にとって受忍すべき範囲内にとどまるものであるかにより判断すべきこととなる。

- c この点、平成15年11月21日最高裁判所第二小法廷判決（平成12年（行ヒ）第334号）では、「職員が懲戒処分を受けたことは、公務遂行等に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであるから、私事に関する情報の面を含むものといえることができる」と判示されている。
- d 一方、本件公文書に記載された加害教員の氏名を公にした場合、当該加害教員が学校において教育委員会に報告されるべき体罰を行ったことが明らかになる。

そして、①平成25年3月13日付け文部科学省初等中等教育局長及び同省スポーツ青少年局長発24文科初第1269号「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」の4（2）では「体罰を行ったと判断された教員等については、体罰が学校教育法に違反するものであることから、厳正な対応を行うことが必要である」とされていること、②実施機関が定める「懲戒処分の指針」にも懲戒処分の原因となる非違行為として「体罰等」が挙げられていること、そして、③実施機関において、体罰があった場合には加害教員に対して懲戒処分又はこれに至らない訓告等職務上の義務違反に対する監督上の処置を行うべきか検討するという取扱いがなされていることなどに照らすと、体罰を行ったことは、少なくとも加害教員が懲戒処分又は監督上の処置を受ける蓋然性のある立場に置かれたことを示す情報であり、当該加害教員の人事上の評価に関わり、及び個人としての評価をも低下させるもので、私事に関する情報の面を含むものといえる。

そうであれば、加害教員が体罰を行ったことの情報、前記最

高裁判所判決（平成12年（行ヒ）第334号）の趣旨に照らせば、公にされることが加害教員にとって受忍すべき範囲内にとどまるものであるとはいえず、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものとすることはできない。

したがって、加害教員の氏名は、本号ただし書アに該当しない。

- e また、加害教員の氏名が本号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかについては、審査請求人からは何ら具体的な主張がなされておらず、その他加害教員のプライバシーに優越する公益があることを示す事実は認められない。

したがって、加害教員の氏名は、本号ただし書イにも該当しない。

- f 以上により、加害教員の氏名は、本市の条例が定める基準に照らして考えると、本号ただし書のいずれにも該当しないことから、加害教員の氏名を本号前段に該当するとして不開示としたことは妥当である。

- g なお、本件文書3-5には、本件公文書に記載された体罰事案とは別に、過去に体罰を行った教員の氏名が記載されているが、当該教員の氏名は、加害教員と同様に本号前段に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、これを不開示としたことは妥当である。

イ 被害児童生徒の氏名（イニシャルを含む。）及び住所

被害児童生徒の氏名及び住所が本号前段に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

また、本件決定においては、体罰事案が発生した学校名や年月日、被害児童生徒の学年が開示されていることに照らすと、被害児童生徒のイニシャルであっても、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するものと認められることから、被害児童生徒の氏名と同様に評価される。

よって、被害児童生徒の氏名（イニシャルを含む。）及び住所を本号前段に該当するとして不開示としたことは妥当である。

ウ 被害児童生徒の保護者又は親族の氏名、住所及び電話番号

被害児童生徒の保護者又は親族の氏名、住所及び電話番号は、前記イで述べた被害児童生徒の氏名及び住所と同様、本号前段に該当するとして不開示としたことは妥当である。

エ 被害児童生徒以外の児童及び生徒の氏名

被害児童生徒以外の児童及び生徒の氏名も、前記イで述べた被害児童生徒の氏名及び住所と同様、本号前段に該当するとして不開示としたことは妥当である。

オ 被害児童生徒、被害児童生徒以外の児童及び加害教員の所属学級並びに被害児童生徒の転校前の在籍学校

(ア) 実施機関は、本件文書 3-1、本件文書 3-3、本件文書 3-4、本件文書 3-5、本件文書 3-6 及び本件文書 3-8 に記載されている被害児童生徒、被害児童生徒以外の児童及び加害教員の所属学級並びに被害児童生徒の転校前の在籍学校（以下これらを総称して「所属学級等」という。）を本号前段の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当すると主張している。

しかし、所属学級等が明らかにされた場合、体罰事案発生当時、当該学校に在籍していた児童生徒やその保護者、教員等にとってみれば、当時の記憶をもとに特定の個人を識別することができるものと認められるものの、その他の一般人にとってみれば、通常の方法により入手し、又は入手し得る情報との照合の結果、特定の個人を識別できることが相当程度の確実性をもって可能であるとはいえない。

(イ) したがって、前記 2 (2) で述べた「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」という規定の趣旨からすると、所属学級等は、原則として同規定が定める情報には該当しないが、本件公文書の記載内容などに照らして、特定の立場にある者が有する情報又は入手し得る情報との照合の結果、特定の個人が識別され、当該個人のプライバシーにかかわる情報が開示されることにより、その人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる特段の事情がある場合には、同規定が定める情報に該当することになる。

なお、実施機関は、加害教員の氏名（被害児童生徒の担任である場合に限る。）も「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当する旨主張するが、加害教員の氏名を不開示とすることが妥当であることについては前記アで述べたとおりであるので、当該主張の妥当性については言及しない。

(ウ) 以上を踏まえ、所属学級等が記載されている本件公文書ごとに順に検討する。

本件文書 3－8 については、前記 a で述べたような特段の事情があるとは認められないため、これらの文書に記載された所属学級等（被害児童生徒以外の児童の所属学級を除く。）は、本号前段に該当せず開示すべきである。

4 本号後段及び本号ただし書該当性について

(1) 実施機関が本号後段に該当するとして不開示とした情報

実施機関は、本件決定において、以下の情報を本号後段に該当するとして不開示とした。

- ア 被害児童生徒の家庭内での様子、学校内での様子、行動及び病状（疑われるものを含む。）
- イ 被害児童生徒及び被害児童生徒以外の児童の予測される病状及び行動
- ウ 被害児童生徒の家庭内の状況
- エ 被害児童生徒の保護者の病状
- オ 被害児童生徒の親族の行動
- カ 加害教員の病状

(2) 前記（1）に掲げる情報の本号後段及び本号ただし書該当性について

前記（1）に掲げる情報は、いずれも被害児童生徒及び被害児童生徒以外の児童、その保護者並びに親族並びに加害教員の極めて個人的な事柄に属する情報であり、特定の個人を識別できないとしても、公にされることにより、これらの者の心身に重大な悪影響を与える可能性があり、当該個人がその流通をコントロールすべきであるものといえる。

したがって、これらの情報は、いずれも「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当し、本号ただし書のいずれにも該当するとは認められない。

よって、これらの情報を本号後段に該当するとして不開示としたことは妥当である。

以上により、冒頭の「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 附帯意見

本審査会の判断は以上に示したとおりであるが、実施機関による本件決定について、以下のとおり附帯意見を述べる。

1 本件決定における公文書の特定誤りについて

本審査会が調査したところによると、本件審査請求があった後に実施機関が改めて本件公文書を確認したところ、本件決定において開示した本件文書2に一部記載が欠落した頁があることが判明し、平成30年3月29日付け29千教教職第2293号により、審査請求人にその旨を通知したとのことである。

当該通知において、本件決定を職権で取り消さずに引き続き本審査会での審査を求めることについて実施機関から審査請求人に提案し、審査請求人からは口頭で了承が得られたこと、本件文書2の該当頁に不開示部分はなく、当該文書を審査請求人にも送付していることからすると、このことは前記本審査会の判断を左右するものとはいえないが、公文書開示請求に対する決定に当たっては、適正かつ慎重に公文書の特定を行うことを実施機関に強く求める。

2 本件決定における不開示部分とすべき部分の開示について

本審査会が調査したところによると、本件決定において、実施機関の説明及び前記の本審査会の判断に照らすと不開示とすべき部分が開示されていることが確認された。

実施機関においては、開示文書を作成する際には確実に不開示部分を除くよう、慎重な手続を求める。

別表

番号	公文書の件名	不開示とした部分	開示すべき部分
1	体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について	なし	—
2	体罰に関する指導報告書	○加害教員の氏名	なし
3-1	平成24年6月1日に加害教員が児童の足を蹴った事案に係る「(秘) 報告書」との文書	○加害教員の氏名 ○被害児童生徒の氏名 ○被害児童生徒の保護者の氏名及び電話番号並びに親族の氏名、住所及び電話番号 ○被害児童生徒以外の児童の氏名 ○被害児童生徒以外の児童の所属学級 ○被害児童生徒の保護者の病状 ○被害児童生徒の家庭内の状況 ○被害児童生徒及び被害児童生徒以外の児童の予想される病状及び行動	なし
3-2	平成24年7月13日に加害教員の手が被害児童生徒の腹部に当たった事案に係る「(秘) 報告書」との文書	○加害教員の氏名 (頭文字を含む。) ○被害児童生徒及び被害児童生徒以外の児童の氏名 ○被害児童生徒の家庭内の状況 ○被害児童生徒の保護者の病状 ○被害児童生徒の家庭内での様子	なし
3-3	平成24年6月29日に加害教員が児童の足を引っ張り椅子から落とすなどした事案に係る事故報告書	○加害教員の氏名 ○被害児童生徒及び加害教員の所属学級	なし
3-4	平成24年4月27日に加害教員が生徒のワイシャツの襟を締め上げた事案に係る事故報告書、「〇〇中の対応について」との文書及び「校内体制の変更について」との文書	○加害教員の氏名 ○被害児童生徒及び被害児童生徒以外の生徒の氏名 ○被害児童生徒及び加害教員の所属学級 ○被害児童生徒の病状	○被害児童生徒及び加害教員の所属学級
3-5	平成24年11月22日に加害教員が生徒を殴ったり蹴ったりした事案に係る「〇〇中学校〇〇〇〇教諭より聞き取り」との文書	○加害教員の氏名及び所属学級 ○過去に体罰を行った教員の氏名 ○被害児童生徒の氏名 (イニシャル) ○加害教員の病状 ○被害児童生徒の学校内での様子及び疑われる病状	○加害教員の所属学級
3-6	平成24年4月25日に加害教員が部活動において生徒を殴った事案に係る事故報告書及び「〇〇〇〇教諭からの聞き取りの概要」との文書	○加害教員の氏名 ○被害児童生徒及びその保護者の氏名及び住所 ○被害児童生徒以外の生徒の氏名 ○被害児童生徒の所属学級	○被害児童生徒の所属学級
3-7	平成25年2月4日に加害教員が生徒の髪の毛をつかみ入口の壁に押し付けた事案に係る事故報告書	○加害教員の氏名 ○被害児童生徒及びその保護者の氏名及び住所	なし
3-8	平成25年2月18日に加害教員が生徒の頬を平手打ちした事案に係る「㊟」との文書	○加害教員の氏名 ○被害児童生徒の氏名及び所属学級 ○被害児童生徒の親族の電話番号 ○被害児童生徒以外の生徒の氏名 ○被害児童生徒の転校前の在籍学校 ○被害児童生徒の行動 ○被害児童生徒の親族の行動 ○被害児童生徒の家庭内の状況	○被害児童生徒の所属学級 ○被害児童生徒の転校前の在籍学校

<参考>

答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成30年 1月30日	実施機関から諮問書並びに審査請求書及び弁明書の写しを受理
平成30年 2月16日	審議（第147回情報公開審査会）
平成30年 2月19日	実施機関から反論書の写しを受理
平成30年 3月16日	審議（第148回情報公開審査会）
平成30年 4月12日	審議（第149回情報公開審査会）
平成30年 5月31日	審議（第150回情報公開審査会）
平成30年 6月28日	審議（第151回情報公開審査会）

千葉市情報公開審査会委員名簿

（平成28年10月1日～平成30年9月30日）

氏 名	役 職	備 考
大久保 佳 織	弁護士	
鈴木 庸 夫	千葉大学名誉教授	会 長
田部井 彩	中央学院大学法学部准教授	
鶴 見 泰	弁護士	職務代理者
皆 川 宏 之	千葉大学法政経学部教授	